

平成16年 6 月29日

株 主 各 位

東京都渋谷区南平台町 5 番 6 号  
東京急行電鉄株式会社  
取締役社長 上 條 清 文

## 第135期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成16年 6 月29日開催の当社第135期定時株主総会において、下記のとおり報告し、また決議されましたのでご通知申し上げます。 敬 具

### 記

**報告事項** 平成16年 3 月31日現在の貸借対照表ならびに第135期(平成15年 4 月 1 日から平成16年 3 月31日まで) 営業報告書および損益計算書の内容報告について

上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決議事項

**第 1 号議案** 第135期損失処理案の承認について

原案どおり承認可決されました。

主な内容は次のとおりであります。

- (1)当期末処理損失については、任意積立金、その他資本剰余金の一部を取り崩し、当期末処理損失の全額を処理いたしました。
- (2)株主配当金については、その他資本剰余金の一部を処分し、1株につき5円と決定いたしました。

**第 2 号議案** 定款の一部変更について

原案どおり承認可決されました。

定款変更の概要は次のとおりであります。

- (1)事業活動の多様化に対応するとともに、当社事業の現状に即し事業内容の明確化を図るため、事業目的の追加および整理をいたしました。
- (2)「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)が施行され、定款の定めに基づいて取締役会決議による自己株式の取得が可能となりました。この法律に基づき取締役会の決議により自己株式の買受けができる旨の規定の新設をいたしました。
- (3)附則(監査役の任期の適用時期)を削除いたしました。

**第 3 号議案** 監査役 5 名選任について

監査役として、垣本謙一郎、桜井孝顕、伊藤助成(以上重任)、河野俊二、山田匡通(以上新任)の各氏が原案どおり選任され就任いたしました。

**第 4 号議案** 退任取締役に対する慰労金贈呈について

平成15年 6 月27日開催の当社第134期定時株主総会の終結の時をもって取締役を退任された山口裕啓、西山克彦、佐々倉守邦、永利久志、塚越久光、小森章、梅原一剛、久米基夫、下永田洋、井原国芳、水田寛和の各氏に対し慰労金合計 4 億2,726万円を贈呈することとし、各氏に対する具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会に一任することが原案どおり承認可決されました。 以 上

## 配当金のお支払いについて

- 株主配当金（1株につき5円）のお支払い開始日は、平成16年6月30日(水)となります。
- 銀行振込をご指定の方には、「配当金計算書」および「お振込先について」をご送付申し上げますのでお確かめください。
- 銀行振込をご指定いただいていない方には、当社からお送りする「郵便振替支払通知書」と引き換えに、郵便局の窓口で現金でお支払いをいたします。配当金は、全国どこの郵便局でもお受け取りいただけます（支払通知書により、銀行預金、郵便貯金等の口座に入金もできます）。
- 郵便局窓口でのお取扱期間は、平成16年6月30日(水)から同年7月30日(金)まででございます。
- 郵便局窓口でのお取扱期間経過後は、当社名義書換代理人中央三井信託銀行の本店および全国各支店においてお支払いいたします。また、日本証券代行の本店および全国各支店にてもお取次ぎいたします。

---

## ご 案 内

### 1. 単元未満株式買増制度について

当社は、1単元(1,000株)未満の株式をご所有の株主の皆様が、1単元の株式の数に不足する数の株式をお買増しして単元株式におまとめいただける単元未満株式買増制度を実施いたしております。(申し込み、手続き内容につきましては同封の「単元未満株式買増しのご案内」をご覧ください。)

### 2. 単元未満株式買取について

- ・1,000株未満の株式をお持ちの方で、株式の売却をご希望の場合は、当社が株式を買い取らせていただく制度がありますのでご利用ください。
- ・所定の買取請求書を中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店にご提出ください。なお、株券が発行されている場合は株券の提出も必要です。
- ・1株あたりの買取価格は、買取請求書が中央三井信託銀行の本店および全国各支店または日本証券代行の本店および全国各支店に到着した日の東京証券取引所での終値となります。

### 3. 貸借対照表および損益計算書の開示について

当社は、貸借対照表および損益計算書を、決算公告に代えて、当社ホームページに掲載いたしますのでお知らせいたします。

当社のホームページは下記のとおりです。

<http://www.tokyu.co.jp/kessan/index.html>

### 4. 銀行振込制度ご利用のすすめ

現在、配当金を現金でお受け取りの方には、配当金を確実かつ迅速に受け取ることができる銀行振込への変更をおすすめいたします。

上記1, 2, 4の手続きをご希望の方には詳しいご案内をいたしますので、下記までご連絡ください。

名義書換代理人  
事務取扱所

同取次所

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号  
中央三井信託銀行株式会社証券代行部  
電話 東京(03)3323-7111(代表)  
中央三井信託銀行株式会社全国各支店  
日本証券代行株式会社本店および全国各支店